

感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた提言

近畿ブロック知事会

令和2年10月

感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた提言

全国の新規感染者数は8月第1週をピークに減少に転じたが、地域経済はもとより、日常生活・働き方・教育から医療・福祉、地域社会に至るまで、様々な場面での影響が続いている。

感染拡大の防止を図りつつ、社会経済活動の段階的引上げを図るには、中小企業等の事業継続・雇用維持、地域の公共交通の維持・継続、次世代の暮らし・学びの保障、偏見・差別等への対応など、あらゆる分野で大胆な政策を講じていくことが重要となることから、国におかれては、以下について措置を講じられるよう強く求める。

1 今後の新型コロナウイルス感染症対策

(1) 検査・医療提供体制

- ・ 今後増加が見込まれる検査需要に対応するため、検査機器の導入や試薬の供給、空港も含めた検査センターの設置・運営など、検査に要する経費や民間検査機関を活用した検査体制の拡充について国として支援を行うとともに、目標とする1日20万件の検査を確実に実施できるよう、国として責任を持って試薬や検査キット等の安定供給体制を構築すること。
- ・ 診療所への感染防止対策などの診療・検査体制の整備支援や、入院医療機関及び宿泊療養施設の受入・運営体制の確立等について、引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により継続して十分な支援を行うとともに、通年分の交付を速やかに行うこと。また、交付上限額の見直しや手続きの簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への使途拡充、一般の入院協力医療機関の空床確保料の引上げ、従来病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、実態を踏まえた見直しを行うこと。さらに、年度途中における事業費の増大への対応や年度末にかけた事務処理が停滞しないよう、柔軟かつ弾力的に対応すること。
- ・ 実際に発熱患者を受け入れた診療・検査機関に対して、診療報酬上の措置や協力金の支給など受入患者数に応じた支援を行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の休業補償を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や支給対象の拡大など、今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。
- ・ 今回の指定感染症の運用の見直しにより、入院の勧告・措置の対象が65歳以上の者等に限定されるとともに、都道府県知事がまん延を防止するため必要があると認める者もその措置の対象とされたことから、都道府県知事の判断に基づく措置に対しても財政措置を講じること。また、軽症者や無症状病原体保有者であっても、感染拡大防止の観点からも医師の診断が不可欠であることを改めて国民に周知すること。

(2) 保健所体制

- ・ 日本の長所である感染症法や保健所の機能を再評価し、感染者の早期発見、早期隔離、徹底した行動履歴の調査といった基本原則に従った対策を行う保健医療体制を一層強化すべく、支援・助言・指導を行うこと。
- ・ 利用者の声を十分に踏まえてHER-SYSの使い勝手の改善を図るとともに、データの抽出機能の追加など有効活用に向けた課題解決に取り組むこと。

(3) 医療機関や福祉施設等の経営安定化対策

- ・ 地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付の拡充、公立・公的病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、新型コロナウイルス感染症の患者の受入の有無にかかわらず、戦略的かつ継続的に、医療機関の経営安定化のための支援を行うこと。特に、地域医療の中核的役割を果たしている公立病院の経営悪化について、一般会計からの繰出金に対する交付税措置など、必要な財政措置を講じること。
- ・ 薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸、柔道整復術等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充を図るなどの支援を行うこと。

(4) ワクチンの確保・供給体制

- ・ インフルエンザワクチンについては、需要増大に対応できる十分な量を安定的に供給し、高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者など優先的に接種できる体制を整えるとともに、特に重症化リスクが高い高齢者等に対する予防接種が十分に行われるよう、個人負担の軽減を図ること。
- ・ 新型コロナウイルスワクチンについては、新型コロナウイルスを完全に制圧するため、国は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。

(5) 水際対策

- ・ 関西国際空港や地方空港、港湾における水際対策を確実に実施するため、検疫所の人員増強や新たな検査手法の導入、検査能力の飛躍的な拡充など、検疫・検査体制を強化すること。また、検査結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者・帰国者全員を留め置くこととし、そのための十分な収容能力を確保すること。さらに、検査結果判明後には、陽性・陰性に関わらず、速やかに自治体への情報提供を行うこと。
- ・ 入国者・帰国者に対しても、検疫所において、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進を図るとともに、外国人に対しては、多言語かつ分かりやすい表現で、日本滞在中の感染防止対策の周知・徹底を図ること。
- ・ 在日米軍に対し、米軍施設での感染防止対策の徹底の強化を強く求めるとともに、今後感染者が発生した場合には、必要な情報が関係自治体へ速やかに提供されるよう働きかけること。

(6) 知見や事例の共有、感染リスクの評価・分析

- ・ これまでの感染の波の経験を踏まえ、各都道府県が効率的かつ実効性ある感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動の段階的な引上げに取り組めるよう、国においては、医学的な知見や職場感染など感染拡大につながった具体的状況を都道府県とも共有し、事業活動や国民の行動における感染リスクを評価・分析するとともに、必要に応じ業種別ガイドラインを見直し、事業者が実施する感染防止対策への支援を拡充すること。

2 知事権限の実効性の担保

- ・ 保健所による積極的疫学調査や健康観察、都道府県知事による事業者への休業要請の実効性を担保するための罰則規定など、食中毒発生時の営業停止処分や店名公表のような即効性のある法的措置を講じるとともに、国による補償金的な「協力金」に関して国において早急に議論を進めること。

3 社会経済活動の段階的引上げ

(1) 総需要対策

- ・ 公共事業費の大幅な上積みも含め、実効性のある総需要対策を予備費の活用も含め機動的に展開すること。特に、令和2年度で期限を迎える「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、総需要対策としても有効であることから、事業を充実の上、新たに5か年の計画を策定し、別枠で予算・財源を確保すること。

(2) 消費喚起対策

- ・ 観光業、飲食業、農林水産業、商店街をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、Go To キャンペーン事業を現行の期限で終了することなく、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、継続的な消費喚起対策を図ること。また、商店街の活性化など各地域における更なる消費喚起を図るための地方の取組を支援すること。
- ・ Go To キャンペーン事業の見直しに当たっては、混乱を招かないよう、あらかじめ地方の意見を聴き、その意見を十分に反映すること。また、今後新たなキャンペーンを行う際には、地方の自主性に委ねるような制度設計を検討すること。

(3) 雇用対策

- ・ 有効求人倍率の低下が全国的に続いており、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、業種間での労働移動の促進や、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用が生まれるよう、雇用の受け皿を確保するため、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設すること。
- ・ 雇用調整助成金の特例については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分に踏まえ、柔軟に対応すること。

(4) 中小企業対策

- ・ 都道府県制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保融資について、保証申込期間及び融資実行期間の延長、融資限度額の引上げ、利子補給の期間延長など、支援制度の更なる拡充を講じること。
- ・ 信用保証協会に対する日本政策金融公庫の中小企業信用保険填補率引上げや同協会に対する自治体の損失補償への財政支援、利子補助・信用保証料補助に係る融資期間終了までの財政支援や預託原資調達に伴う借入金利息支援、新型コロナ対策資本金劣後ローンの返済期間延長や金利の引下げ等の条件緩和を行うこと。

- ・ 申請が殺到している「地域企業再起支援事業」や「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」等について、予備費も活用して十分な増額を行うとともに、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行うこと。
- ・ 持続化給付金について、今後も現下の経済状況が継続する場合は、複数回給付や売上減少要件の緩和、法人税法上、法人とみなされる任意団体を対象とするなど支給対象の拡大等の検討を行うこと。
- ・ 家賃支援給付金について、対象月に4月も含めるなど、支援を必要とする人に行き届くものとし、更なる制度周知を行うとともに、申請手続の簡素化により迅速に給付すること。

(5) 地域の公共交通対策

- ・ 住民にとっての「生活交通」、観光客にとっての「二次交通」として地域経済を支える地域の公共交通事業者は、移動の自粛の長期化等により、全国的に利用者が激減し危機的状況にあることから、地方による支援だけでなく、国の責任においても、減収補てんなどの新たな経営支援策の実施などの強力な支援を速やかに行うとともに、将来にわたり移動手段を確保するため既存の補助事業の拡充・見直しなどを行うこと。
- ・ 地域の公共交通事業者は、事業者の規模に関わらず、社会経済活動や地方創生の礎となる事業者であるとともに、「2025年大阪・関西万博」や「新次元の分散型国土形成」に向けた必要不可欠な社会インフラを支える事業者であることから、地方路線の存続に向け、広域移動を支える大企業に対しても、国による直接的な支援策を講じること。
- ・ 全国的な地域の公共交通の需要回復を図るため、地域の実情に応じ、長期的かつ臨機の措置が講じられるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充や新たな制度の構築を図るとともに、必要以上に地域の公共交通の利用が敬遠されないよう、感染防止対策の徹底により、感染リスクが大幅に低減され、安心して利用できることを、国としても広報・啓発すること。
- ・ 共用空港を含む国管理空港の空港ターミナルビル運営会社においては、厳しい経営環境下にある航空会社をはじめ各種テナントを側方支援するため、施設使用料等を減免していることから、固定経費として負担となっている、空港ターミナルに係る国有財産使用料の減免を図ること。

(6) 農業対策

- ・ 高収益作物次期作支援交付金については、現場の声を丁寧に汲み取り、既に投資した生産者と投資を予定していた生産者の間で不公平感が生じないよう対策を講じること。また、要件変更後の申請及び救済策としての追加措置に関係する全ての生産者に対して、交付金が確実に支払われるよう、十分な予算を確保すること。さらに、申請における提出書類などを簡素化するとともに、要件変更や救済策に対応した申請の公募期間を適切に設定すること。併せて、事業完了期限を延長すること。

4 誰一人取り残さない社会づくり

- ・ 保護者の感染により在宅での養育が困難になった家庭への支援や、こども食堂・ひとり親家庭への支援、大学生の経済的負担軽減、大学における感染防止対策への支援を行うとともに、令和3年度においても支援を継続すること。
- ・ 生活福祉資金貸付制度の特例措置について、本来の全額国負担制度を歪めることなく、安定的に運用できるよう、国が責任を持って確実に財源措置するとともに、事態の長期化を踏まえ、据置期間や償還期限の延長を行うこと。また、償還免除の適格要件については、特例措置により、償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯について償還を免除できることとされているが、更なる要件の緩和を検討すること。

5 偏見や差別行為・デマ等の排除

- ・ 感染者や、医療従事者をはじめとした、いわゆるエッセンシャルワーカー及びその家族、他都道府県からの来訪者や外国人等に対する、偏見や差別行為・デマ、心ない誹謗中傷、感染者等の特定などの人権侵害行為が横行している。こうした行為は当事者を深く傷つけるのみならず、積極的疫学調査をはじめ感染拡大防止の妨げとなる恐れもあることから、国としても継続的な広報や教育・啓発、相談窓口の充実・強化、偏見・差別被害者に寄り添った支援、インターネット上の人権侵害情報の削除を可能とする法的措置も含めた実効性のある対策の整備などを行うこと。更には、人権侵害行為の禁止や対策等の感染症法等法令への位置づけ、「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」の見直しも含め、対策を強力に講じること。
- ・ 感染者の発生等にかかる情報の公表によって偏見・差別等を招く恐れもあることから、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

6 地方財政への支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じた経済・雇用対策を行うことができるよう、交付金の積み増しや基金の積立て要件弾力化・期間延長も含め、更なる財政支援を検討するとともに、令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の収束まで継続すること。
- ・ 令和3年度の地方財政対策においては、地方が新型コロナウイルス感染症対策はもとより、各種の行政サービスを提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策に係る歳出特別枠を創設し、その財源となる地方交付税を別枠で増額するなど、地方一般財源総額及び地方交付税総額の確保・充実に万全に行うこと。
- ・ 地方交付税制度における減収補てんの対象となっていない地方消費税等の税目についても減収補てん債の対象とするなど、必要な財源補てん措置を講じること。また、減収補てん債として措置する場合には、特例債とするとともに、元利償還金に対して交付税措置を行うこと。特に、社会保障の充実及び人づくり革命の事業費の財源である地方消費税の消費税率引上げによる増収分については、地方の財政運営に支障が生じないように、減収補てん債の対象とするとともに、元利償還金に対してその全額について交付税措置を行うなど、確実な財源措置を講じること。
- ・ 令和3年度は留保財源も大幅な減少が見込まれることから、地方財政法第5条の特例としての地方債の創設など、確実な財源措置を講じること。

7 デジタル社会の実現

- ・ 新型コロナウイルス感染症と共存する「新しい日常」に向け、社会全体のデジタル化を目指し、国・地方・民間が一体となって取組を一気に進めていくことができるよう、まずは、近く予定されているIT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）等の改正により、我が国が目指すべきデジタル社会についての明確なビジョンを示すとともに、デジタル庁の創設にあたっては、世界に伍する組織づくりを図ること。
- ・ 新しい成長戦略の柱として総需要対策に資するとともに、東京一極集中の是正や社会経済活動の大転換にもつながる、Society5.0を支える情報通信基盤を早期に整備するため、5Gをはじめとした次世代の情報通信基盤をユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを速やかに行うとともに、通信事業者に対する指導や財政支援等を行うことで、これらの基盤整備を一気に進めること。
- ・ 人との接触や移動が制限される中、テレワークやワーケーション、オンライン教育等が進み、多様で柔軟な働き方等に対する、気運が高まっていることから、各分野における「新しい日常」を実現するために、デジタルトランスフォーメーションの取組に係る財政支援を行うこと。また、ワーケーションを積極的に推進するため、政府の一元窓口となる「ワーケーション推進本部（仮称）」を設置すること。

令和2年10月29日

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉本達治
三重県知事	鈴木英敬
滋賀県知事	三日月大造
京都府知事	西脇隆俊
大阪府知事	吉村洋文
兵庫県知事	井戸敏三
奈良県知事	荒井正吾
和歌山県知事	仁坂吉伸
鳥取県知事	平井伸治
徳島県知事	飯泉嘉門